（別紙）

沿岸漁業改善資金審査基準票

１．審査事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査事項 | 審査項目・チェック項目 | 適否 | 申請内容（金額：千円）　（漁協記入欄）  |
| 借受資格 | ①　申請者は借受資格者（沿岸漁業者、特定認定中小企業者、促進事業者）か。ア　遊漁兼業である場合は、当該貸付内容は沿岸漁業の経営に係るものか。イ　装備する漁船は、２０トン未満か。ウ　申請者が未成年者の場合は法定代理人が、７０歳以上の場合は後継者が連帯債務者となっているか。エ　申請書類に誓約書及び役員等名簿は添付されているか。(千葉県暴力団排除条例関係) | 適・否適・否適・否適・否 | 住所　　　　　　　　　　　　　（電話）　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　（年齢）　　　　　　　所属漁協　　　　　　　　　　　漁業種類 船　　名 トン数 登録番号 CB 後継者名（申請者との関係）→70歳以上の場合のみ記入　　　　　　　　　　　　　　　（年齢）　　　 |
| 事業計画 | ②　事業内容は適正か。ア　見積書は原本か。イ　貸付けの対象となる機器等の種類及び費用か。ウ　見積額が書かれているか。計算は正しいか。エ　下取りがある場合、下取り金額が分かる資料が添付されているか。オ　検査手数料の分かる書類が添付されているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否 | 資金区分 資金種類 機器名等 メーカー及び型式 事業費  |
| ③　借り受けようとする資金は利用可能か。ア　過去に同じ貸付メニューを利用していないか。重複貸付に該当する場合は認められる理由があるか。イ　事前着工はしていないか。ウ　償還期間が当該漁船の耐用年数を超える場合、船舶耐用証明書が添付されているか。エ　漁船用環境高度対応機関の貸付申請の場合、使用中の推進機関は設置後５年を経過しているか。 | 適・否適・否適・否適・否 | 重複貸付に該当（いずれかに○）　　有・無根拠：取扱要領　　　　　　　　　　　　　　　　理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用漁船の材質　　　　　進水年月日　　　　　　推進機関設置年月日  |
| ④　申請額は適正か。ア　当該貸付内容の貸付限度額の範囲内か。また、当該資金種類の貸付限度額の範囲内か。イ　借入残高との合計額は５，０００万円以内か。ウ　申請額は１万円単位となっているか。 | 適・否適・否適・否 | 貸付内容：貸付限度額　　　　　申請額　　　　　　　資金種類：貸付限度額　　　　　借入残高　　　　　　総　　額：貸付限度額　50,000　借入残高　　　　　　 |
| ⑤　資金計画は妥当か。ア　協調融資となっていないか。イ　補助残融資となっていないか。 | 適・否適・否 |  |
| 償還計画 | ⑥　償還期間及び据置期間は規定の範囲内か。  | 適・否 | 償還期間　　　　　　据置期間  |
| ⑦　償還計画は妥当か。ア　収支実績及び収支予想から、年度別償還に無理はないか。イ　収支予想は過大ではないか。ウ　償還額は１万円単位か。（端数は第１回で調整） | 適・否適・否適・否 | （直近の実績）　　（次年度の収支見込） 水揚金額(A)　　　　　　　　　　　　　　　　　　経費(B)　　　　　　　　　　　　　　　　　　漁業損益(C)　　　　　　　　　　　　　　　　　　漁業外損益(D)　　　　　　　　　　　　　　　　　　経常損益(F)　　　　　　　　　　　　　　　　　　償還額　初回　　　　　　　 ２回目以降　　　　　 |
| ⑧　連帯保証人は適正か。ア　１漁業者あたりの貸付金の合計額が３００万円を超える場合は２人以上か。イ　住所は原則として千葉県内か。ウ　７０歳以下か。エ　所得を確認しているか。オ　相保証ではないか。カ　保証人は申請者から財産や収支の状況等に関する情報提供を受け、債務を保証することに同意しているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否 | 氏名 住所 年齢 申請者との関係 職業 年収 経常損益 氏名 住所 年齢 申請者との関係 職業 年収 経常損益  |
| 事業効果 | ・経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉向上に資するか。・漁協は信漁連に申請内容を報告しているか。 | 適・否適・否 |  |

２．必要書類

|  |  |
| --- | --- |
| 各資金共通 | 必要に応じて添付 |
| ・申請書・誓約書及び役員等名簿・事業計画書、別紙「収支計画及び償還計画」・見積書・カタログ（仕様・性能がわかるもの）・漁協の副申書・連帯保証同意書（⑧カ） | 有・無有・無有・無有・無有・無有・無有・無 | ・下取り金額がわかる資料（②エ）・検査手数料のわかる資料（②オ）・申請者の水揚高又は所得を確認できる書類（⑦ア）・保証人の所得を確認できる書類（⑧エ）・船舶耐用証明書（③ウ） | 有・無有・無有・無有・無有・無 |
| ・様式は規則で指定されているものか。・記入漏れがなく、正確に記載されているか。 | 適・否適・否 |  |

（注）（１）　「申請内容」欄は、漁業協同組合が記入する。

　　 （２） 「適否」及び「有無」欄は、水産事務所が記入する。

（３）　 運営協議会は、千葉県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領に基づき、意見等を別紙様式にて提出する。